

特定非営利活動法人ハンガー・フリー・ワールド(HFW)

2019年9月度理事会 議事録

■開催日時 2019年9月19日(木)18:00~21:30

■開催場所 HFW事務所

■役員総数 8名(理事6名、監事2名)

■出席者数 7名

西岡はるな副理事長、加茂清孝理事・事務局長、長谷川雅子理事、原田麻里子理事、

渡邊奈美子理事、大島仁志監事、新名谷寛昌監事

オブザーバー参加:小林毅(役員候補)、富田直樹(役員候補)、石川圭(役員候補)

■書面表決者 1名

■議事

1. 開会(司会:加茂理事・事務局長)

2. 出欠確認(上記の出欠状況が報告された)

3. 副理事長挨拶

4. 議事録署名人の任命

原田理事、加茂理事・事務局長が、西岡副理事長より任命された。

5. 議事

【審議事項】

◎適正化施策案

加茂理事・事務局長よりS-1の議案が上程され、以下の付帯条件付けで全員一致で可決された。施策A

●全ての施策の実施時期が2019年12月末では実施が困難なため、全般にかかる実施時期を削除し、
以下の施策以外の実施時期は2019年12月末とする。

- ・「取引先の確認を強化する」施策のベンダー登録期限:2020年6月末
- ・「
」
」施策のそれ以外の施策期限:2020年3月末

●「領収書の信憑性の確認を強化する施策」について

- ・内部会計監査マニュアルに、不正発見を目的とする記述を入れる
- ・
に、監査時に、取引先から不正行為を支部職員が行っているような疑い
かけられないような監査を行うことを明記する。

●「取引先の確認を強化する」について

- ・全ての取引先をベンダー登録にすることが困難な場合もあるので、“原則としてベンダー登録を行
う”とした表記にし、原則から外れる場合は、委員会の審査に諮るようにする。
- ・内部監査は、極力内部で行うことが望ましいので、監査会社に依頼する場合は内部の人員で対応
できない状況が発生する場合に限ることを明記する。

●「外部会計監査人の活用」について

- ・NGO登録しているため外部会計監査が必須であることが事実か確認する。
- ・首都事務所の表記を従来していないので、表記を再考する。

施策B

●「内部通報者の保護の強化と、実効性のある内部通報窓口を運用する」について

- ・通報と相談の区別を明確にするため、最初の3点を「通報」、最初から4点目の項目を「相談」の2
段構成にする。結果として、4点目の「通報はもちろん」を削除。加えて、ホットラインは危機が発生し
ている状況のため、「ホットライン」も削除する。
- ・網掛け部分を削除する一方で、事務局で予定している詳細なタスクが失念されないようにする。

●「資金を大切に使う組織風土の強化」について

- ・組織の価値観の共有の浸透(徹底化)が、この項目で最も重要な視点であり、大きな組織は価値
観の内在化のために大きな時間と労力を惜しみなくかけている。その運用は大きな労力が発生する
ため、運用可能な施策になるよう配慮する。以上の内容を網羅した表現に文面を改める。
- ・網掛けの具体策をこの時点で決めるよりも、前述した価値観の浸透化に必要な意見を、本部・支部
役職員から吸い上げる作業を施策とし、期限は2020年3月とする。

施策 D

●「採用プロセスの透明化」について

- ・親族採用、姻戚関係の発生に関し、採用基準の厳格化の意向を示すために、「本部への報告」を「本部への承認を得る」に修正する。

施策 H

●「本部の人材の長期派遣することのはず」

- ・長期派遣の目的は第一義的な指導の強化に加え、支部職員が気軽に相談できる場面を派遣中に作り出すことだったので、その内容を明記する。

◎処遇(ウガンダ支部における資金の不正流用に対する処分の件)

関口理事長より S-2 議案が上程され、以下の事項につき確認のうえ、事務局長解任につき、全員一致で可決された。

- ・本部事務局長について、就業規則に照らし職務を遂行するにあたっての適性及び本部事務局長として支部に対する監督責任に関して不十分な点が認められた。
- ・特に、2013 年にベナンで発生した資金不正流用事件を受けて策定された適正化施策を主導する立場にありながら、形式的な対応に満足し、実効的な管理が行われていない状態を放置し、そのことが、今般事案の発生と密接に関わっていることの重大性を再確認した。
- ・加えて、支部長の懲戒解雇処分にあたり、一般的に期待される配慮を怠った結果、労働争議の火種を生じさせるなど、職務の遂行に際し重大な過失も認められた。
- ・なお、懲戒処分を含む雇用関係の問題については、各国の労働法に詳しい弁護士の助言を求めることが重要性を再確認した。
- ・元ウガンダ支部長のフレッドが HFW ウガンダ支部との関係を終了したことにつき現地の新聞等にて公告を行う。無権代理を防止する目的の措置であるが、新たな問題を惹き起こさないよう実施方法について現地弁護士に相談する。

◎賠償・補填対応方針

加茂理事・事務局長より S-3 の議案が上程され、以下の通り可決された。

- ・請求対象者: 前ウガンダ支部事務局長
- ・請求に含める内容: 1) 外務省への返金額、2) 不正として認定された自己資金、3) 調査費用とする。
- ・添付資料「S-3 参考資料 2」の番号を適切に表記しなおす。
- ・現地の弁護事務所に確認し、不当解雇、賠償請求の現状や勝訴の見通しを役員 ML に流し、別途今後の賠償請求額を協議していく。

◎理事候補

加茂理事・事務局長より S-4 の議案が上程された。石川圭氏、小林毅氏、富田直樹氏を理事候補として、次回臨時総会に選出することが、全員一致で可決された。

◎新理事長の選出

加茂理事・事務局長より S-5 の議案が上程された。原田理事が新理事長として就任することを、全員一致で可決された。

以上、この議事録が正確であることを証するため、議事録署名人が下記に署名する。

2019年10月4日

議長

西岡 まるな



議事録署名人

原田 麻里子



加藤 清孝

